

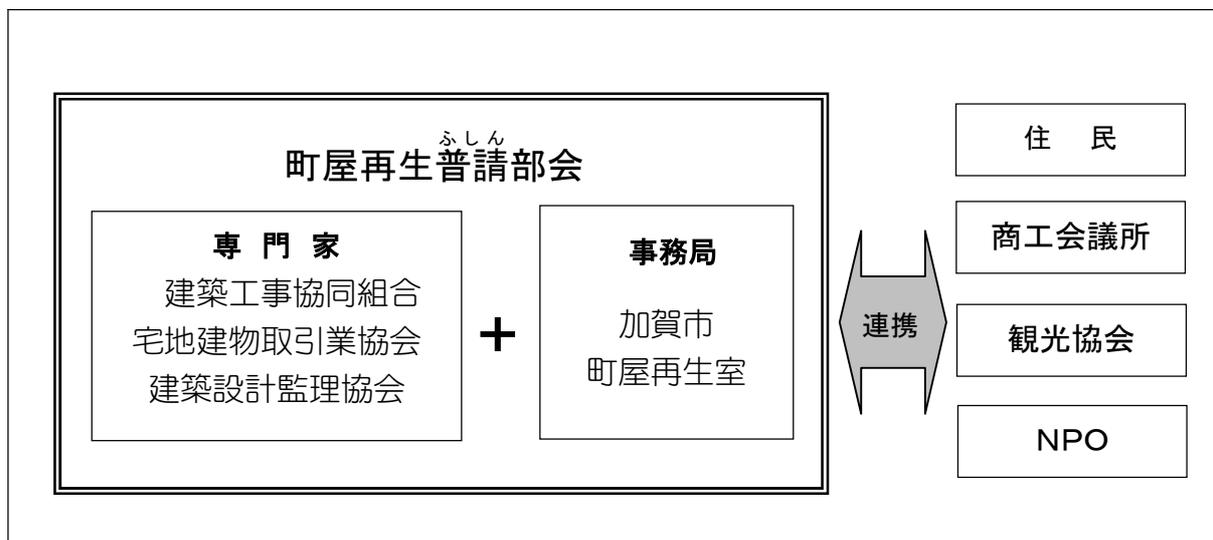
8. 町屋活用・再生計画

8-1. 人づくりに関する取り組み

基本方針 1	『 町屋をみんなで守り、高める 』
---------------	--------------------------

施 策 (なにを)	町屋を活かし・再生する、継続的な活動母体づくり
主体・取り組み内容 (だれが、どうする)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家（建築工事協同組合、宅地建物取引業協会、建築設計監理協会）と行政による活動組織“町屋再生普請（ふしん）部会”を設立し、町屋の活用・再生に向けたシステムの構築および運用を行う。 ・ 事務局は加賀市町屋再生室とする。住民や商工会議所、観光協会、NPOとも連携して、町屋再生に関する情報を収集・公開する。

■町屋活用・再生に向けた活動組織のイメージ■



施 策 (なにを)	町屋について学ぼう！「町屋再生塾」の開催
主体・取り組み内容 (だれが、どうする)	・まちづくりNPOとの連携により「町屋再生塾」を開催し、町屋の歴史・文化的価値について学ぶとともに、大聖寺地区の町並み保存に向けた市民意識の醸成を図る。

【取り組み事例】NPOによる歴史的町並み保存（加賀市）

- ・NPO法人歴町センター大聖寺では、由緒ある歴史的な町並みの保存・整備や地域住民等への意識醸成に向けた取り組みを展開しており、H16年には「全国町並みゼミ大聖寺大会」、H16～17年には「西村幸夫町並み塾」の開催を支援している。



施 策 (なにを)	「町屋職人塾」による伝統工法の継承・人材育成
主体・取り組み内容 (だれが、どうする)	・町屋再生普請（ふしん）部会を主体として、聖北団地の建替えにあわせた「町屋職人塾」を開催し、伝統工法の継承および町屋再生に係る人材の育成を目指す。

【取り組み事例】京町家作事組（京都市）

- ・NPO法人「京町家再生研究会」を母体として設立した「京町家作事組」は、京町家再生の実践部門を担い、相談窓口の設置や職人の紹介などの活動を展開している。
- ・また、京町家の伝統工法を受け継ぎ、次代に引き渡す職人の育成を目指し、「魁京町家棟梁塾」を開催している。平成18年春からは「町家棟梁塾（2年間）」を開校する予定である。

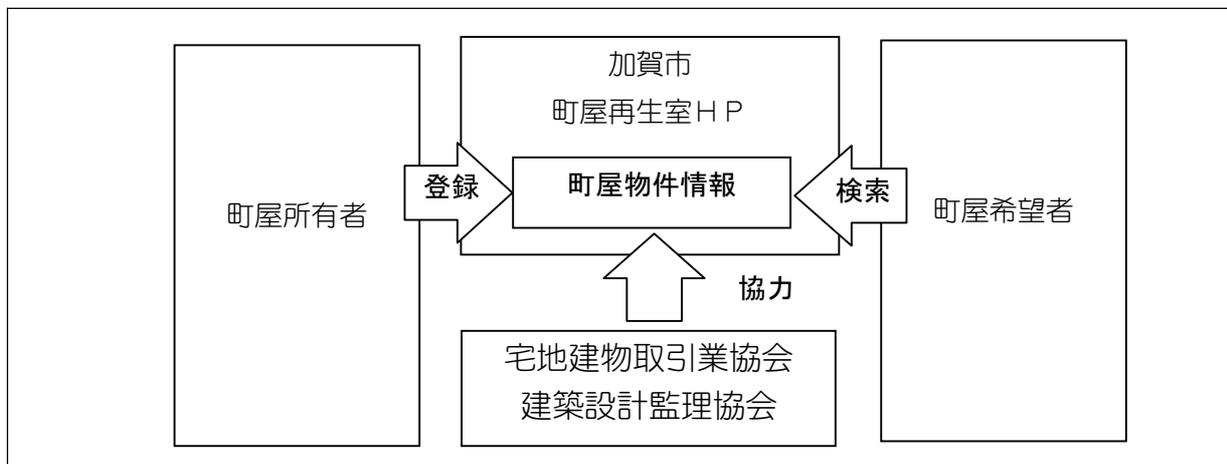
8-2. 家づくりに関する取り組み

基本方針 2	『 町屋の魅力高め、伝える 』
---------------	------------------------

施 策 (なにを)	「町屋再生なんでも相談窓口」の設置
主体・取り組み内容 (だれが、どうする)	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀市（町屋再生室） ・町屋の改修や今後の活用に関する個人や地域の相談に応じる「町屋再生なんでも相談窓口」を加賀市町屋再生室に設置するとともに、広報やHP、チラシの配布などにより、住民等にPRする。

施 策 (なにを)	町屋物件に関する情報収集・公開システムの構築
主体・取り組み内容 (だれが、どうする)	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀市町屋再生室のHP上に町屋の物件情報を提供するサイトを開設する。 ・加賀市町屋再生室を窓口とするが、宅地建物取引業協会や建築設計監理協会から物件調査、情報提供等の協力を得る。

■町屋物件情報システムのイメージ■



【取り組み事例】かなざわ町家情報バンク（金沢市）

- ・金沢市では、建築士会や宅地建物取引業協会との連携により、町家の物件登録および情報提供を行うホームページ「かなざわ町家情報バンク」を開設・運営している。
- ・「かなざわ町家情報バンク」に登録された物件については、建築士会が概要調査を行っており、また宅地建物取引業協会では、物件情報の提供や契約仲介などの支援を行っている。



資料: 金沢市住宅総合ホームページ

8. 町屋活用・再生計画

施 策 (なにを)	快適な暮らしを提案！「町屋住まい方コンペ」の実施
主体・取り組み内容 (だれが、どうする)	<ul style="list-style-type: none"> ・町屋再生普請（ふしん）部会を主体として、安全・安心・快適性に配慮した、新たな住まい方コンペを実施する。 ・コンペの優秀作品は、町屋の再生をモデル事業として展開し、町屋の魅力を広くPRする。

施 策 (なにを)	空き家を活かした公的住宅の整備
主体・取り組み内容 (だれが、どうする)	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀市（町屋再生室） ・地域住宅交付金制度を活用し、空き町屋を公的住宅として整備する。 ・商工会議所との連携により、芸術家や起業家などの入居者を募集し、店舗やギャラリーとしての活用も検討する。

施 策 (なにを)	「(仮称) 町屋再生事業」の創設
主体・取り組み内容 (だれが、どうする)	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀市（町屋再生室） ・町屋による賑わい創出や美しい町並み形成を推進するため、町屋の外観等の維持や整備を行う際の費用及び事業用部分の改修費用の一部を助成

【取り組み事例】岩瀬大町・新川通り街並み修景等整備事業補助制度（富山市）

- ・富山市では、港町として発展してきた岩瀬地区における歴史的街並みの保全に向けて、「伝統的家屋修景事業」、「一般建築物等修景事業」、「空家活性化事業」の補助制度を創設した。
- ・「伝統的家屋修景事業」の外観修景の場合、補助率70%、限度額500万円（H17～19年度）の補助を受けることができる。



8-3. まちづくりに関する取り組み

基本方針 3	『町屋を活かし、まちの魅力を引き出す』
---------------	----------------------------

施 策 (なにを)	まちの将来像の共有化
主体・取り組み内容 (だれが、どうする)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民・事業者・行政 ・大聖寺地区におけるまちづくりの方向性“町屋を守り、活かしたまちづくり”について地域住民・事業者・行政が話し合い、まちの将来像を共有化する。

施 策 (なにを)	町屋を活かした、美しい町並み形成の推進
主体・取り組み内容 (だれが、どうする)	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀市（町屋再生室、景観文化室） ・「(仮称) 町屋再生事業」の創設にあわせて町並み形成基準を設定し、町屋を活かした美しい町並みの形成を推進する。

施 策 (なにを)	地域資源の発掘と散策できる仕掛けづくり
主体・取り組み内容 (だれが、どうする)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会、観光協会、商工会議所、地元商店街 ・町内会や観光協会および商工会議所（地元商店街）が連携し、灯籠流しといった既存のイベントに合わせて、町屋の一般公開やバーゲンを開催するなどの、まちなか全体を楽しく散策できる仕掛けをつくる。

【取り組み事例】 町屋のお人形さま巡り、屏風まつりの開催（村上市）

- ・村上では、村上町屋商人会が中心となって、町屋を活かしたまちづくりの取り組みが見られる。
- ・代表例である「町屋のお人形さま巡り」や「町屋の屏風まつり」は、町屋を舞台にお人形さまや屏風を披露し、住民自らが解説することから、地元の人とふれあいがもてる町としても評判が高まっている。

